

第 13 章 機場下部仕様書

第13章 機場下部仕様書

目 次

第1節 適用	359
13-1-1 適用.....	359
第2節 適用すべき諸基準	359
13-2-1 適用すべき諸基準.....	359
13-2-2 一般事項.....	359
第3節 機場本体工	359
13-3-1 作業土工.....	359
13-3-2 既製杭工.....	359
13-3-3 場所打杭工.....	360
13-3-4 矢板工.....	360
13-3-5 本体工.....	360
13-3-6 燃料貯油槽工.....	360
第4節 遊水池工	360
13-4-1 作業土工.....	360
13-4-2 既製杭工.....	360
13-4-3 場所打杭工.....	360
13-4-4 矢板工.....	361
13-4-5 側壁工.....	361
13-4-6 コンクリート床版工.....	361
13-4-7 銘板工.....	361

第1節 適用

13-1-1 適用

本章は、機場下部工事における機場本土工、燃料貯油槽工、遊水池工その他のこれに類する工種に適用する。なお、ポンプ及びその他の附属設備の製作据付工事は適用外である。

第2節 適用すべき諸基準

13-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成30年5月)
- (2) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)
- (3) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)
- (4) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)
- (5) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月)
- (6) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)
- (7) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成21年版) (平成22年3月)
- (8) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)

13-2-2 一般事項

- 1 受注者は、河川敷地内への仮置及び仮設物設置等の一時利用に際しては、設計図書による関係法令を遵守し、施工しなければならない。
- 2 受注者は、関係工事（ポンプ、附属設備の据付等）と施工上競合する部分については、施工業者相互で協議し合うものとする。なお、軽微な事項は、施工業者相互の責任において処理するものとし、それ以外については工事監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、工事着手前に精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。また、基準点等の保全に努めなければならない。
- 4 受注者は、施工の支障となる基準点及び水準点については工事監督員と協議のうえ移設し、その成果を図面に示して提出しなければならない。
- 5 受注者は、排水施設の設置に伴い、揚水量、地下水位、地盤の沈下等について観測記録を整理し、工事監督員に提出しなければならない。
- 6 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、工事監督員に提出しなければならない。

第3節 機場本土工

13-3-1 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

13-3-2 既製杭工

既製杭工の施工については、3-4-4 既製杭工の規定による。

13-3-3 場所打杭工

場所打杭工の施工については、3-4-5 場所打杭工の規定による。

13-3-4 矢板工

矢板工の施工については、3-3-4 矢板工の規定による。

13-3-5 本体工

- 1 受注者は、基礎材の敷均し、締固めに当たり、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
- 2 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第5章 第3節 レディーミクストコンクリートの規定による。
- 3 鉄筋の施工については、第5章 第7節 鉄筋工の規定による。
- 4 型枠の施工については、第5章 第8節 型枠・支保の規定による。
- 5 受注者は、目地材の施工位置について、設計図書によらなければならない。
- 6 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

13-3-6 燃料貯油槽工

- 1 受注者は、基礎材の敷均し、締固めに当たり、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
- 2 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第5章 第3節 レディーミクストコンクリートの規定による。
- 3 鉄筋の施工については、第5章 第7節 鉄筋工の規定による。
- 4 型枠の施工については、第5章 第8節 型枠・支保の規定による。
- 5 受注者は、防水モルタルの施工に当たり、設計図書に基づき燃料貯油層に外部から雨水等が浸入しないよう施工しなければならない。
- 6 受注者は、充填砂を施工する場合、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分行き渡るよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合、乾燥した砂でなければならない。
- 7 受注者は、アンカーボルトの施工に当たり、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動することがないように設置しなければならない。
- 8 受注者は、目地材の施工位置について、設計図書によらなければならない。
- 9 受注者は、コンクリート打設に際し、施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜及びアンカー金具埋設位置等について、工事着手前に関係者と協議のうえ施工しなければならない。

第4節 遊水池工

13-4-1 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

13-4-2 既製杭工

既製杭工の施工については、3-4-4 既製杭工の規定による。

13-4-3 場所打杭工

場所打杭工の施工については、3-4-5 場所打杭工の規定による。

13-4-4 矢板工

矢板工の施工については、3-3-4 矢板工の規定による。

13-4-5 側壁工

側壁工の施工については、13-3-5 本体工の規定による。

13-4-6 コンクリート床版工

- 1 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第5章 第3節 レディーミクストコンクリートの規定による。
- 2 鉄筋の施工については、第5章 第7節 鉄筋工の規定による。
- 3 型枠の施工については、第5章 第8節 型枠・支保の規定による。

13-4-7 銘板工

受注者は、銘板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 13-4-7 によらなければならない。

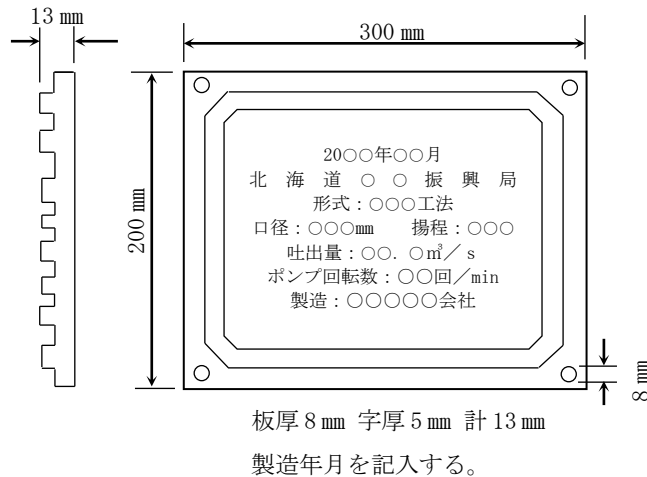


図13-4-7 銘板

(白紙)